

和東町協働のまちづくり補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域で活動する多様な主体による協働のまちづくりを一層推進するため、和東町住民等で組織する NPO 等各種団体が協働による新たな取組を和東町内で行う場合に、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、和東町住民が主体的に参画し、協働のまちづくりに取り組む団体（以下「地域団体」という。）で、次の要件に該当するものとする。

- (1) 概ね5人以上の者で組織し、町内に在住、勤務する者を主たる構成員としている団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条に定める目的に沿って、和東町内で実施する、当該地域団体にとって新たな公益的・社会貢献的な継続性のある取組であって、かつ、和東町第5次総合計画に掲げる施策の推進に資すると認められるもので、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域住民の交流の促進につながる事業
- (2) 地域協働活動の推進につながる事業
- (3) 環境美化の推進につながる事業
- (4) 地域の伝統文化を活用した事業
- (5) 産業の振興につながる事業
- (6) 健康福祉の増進につながる事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりに資すると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (2) 政治、宗教又は選挙に関する活動
- (3) 施設等の維持修繕（改良費用を含む。）、建設及び整備を主たる目的とするもの
- (4) 事業実施を伴わない調査又は政策の提案
- (5) 国、府、市町村及びそれらの外郭団体から当該事業に関する助成を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 地域団体の運営等に係る経常的な経費
- (2) 人件費
- (3) 個人給付的な経費
- (4) 食糧費
- (5) 用地の取得及び補償費、施設等の修繕（改良費用を含む。）及び補修費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不相当と認められる経費

(補助金額等)

第5条 補助金額は、10万円以内で町長の定める額とする。この場合において、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書の提出)

第6条 補助対象事業を実施しようとする地域団体は、補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、別に指定する期日までに町長に提出するものとする。

- 2 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届(別記第2号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により当該地域団体に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた地域団体(以下「補助団体」という。)は、次に掲げる事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書(別記第4号様式)を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 本補助金の2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に影響を及ぼすと認められる内容の変更

- 2 補助団体は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、中止承認申請書(別記第5号様式)を遅滞なく町長に提出しなければならない。

(中間報告)

第9条 町長は、補助団体の活動の進捗状況を把握し、必要な助言・指導を行うため、中間報告会を開催し、補助団体に報告を求めることができる。

(事業の報告・公表)

第10条 実績報告は補助金実績報告書(別記第6号様式)によるものとし、補助団体は、補助対象事業の完了後30日以内、又は補助金の交付年度の翌年の4月10日のいずれか早い日までに関係書類を添えて別に指定する期日までに町長に提出するものとする。

- 2 町長は、事業報告会を開催し、補助団体に報告を求めることができる。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、報告内容を公表することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 交付の決定を受けた内容に従って活動が実施されていないとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を目的外に使用したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は前条の規定により交付の決定を取り消したときは、支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の支払請求)

第 13 条 補助団体は、補助金交付請求書（別記第 7 号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

(書類の整備等)

第 14 条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出等について証拠書類を整備し、これを当該補助事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(補助団体の責務)

第 15 条 補助団体は、当該補助事業に係る取組が、自立的かつ継続的に行われるよう努めなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。